

社会学における家と家父長制

長谷川善計

— 戸田・喜多野理論を中心にして —

一 戸田貞三の家族理論と家父長制の問題

社会学の分野において、日本の家や伝統的家族を、家父長制としてとらえたのは、学史的にみれば、おそらく戸田貞三氏を嚆矢としなければならないであろう。

けれども、戸田氏の家族理論のなかで、家父長制の問題は、中心的な位置をしめていたのではない。かれの代表的著作『家族構成』⁽¹⁾(昭和十二年)の標題がしめすように、その主要な関心は、家族構成の実証的分析にあった。かれは、この著において、大正九年の第一回国勢調査票のうちから一〇〇〇分の一にあたる世帯の調査票を抽出して、当時の家族構成の実証的分析をおこなったのである。

しかし、この家族構成の実証分析は、たんなるデータの整理分析に終始したものではない。それは、戸田氏独自の「家族特質論」と結びついたものである。

ここで「家族の特質」とよばれるものは二つの意味をもっている。ひとつは、多様な形態や制度をもつ人類の家族の具体的な存在形態とび越えて、それらの諸形態に内在する家族結合にとつての普遍的な性格を考察することである。いまひとつは、種々の社会集団に対して家族集団がもつ個々の性格を析出することである。

この考察にあたって、戸田氏の基本的な認識となつているのは、「家族は、人びとの内的要求や内的態度にもとづいて生ずる集団である」⁽²⁾ということである。つまり、家族結合の特質は、家族の外的条件や制度からとらえられるべきものではない

く、人間の内的要求や内的態度の側面から考察しとらえられなければならないというのが戸田氏の基本的視座である。この内的要求や内的態度というのは、より具体的にいえば、血縁の連鎖のもつとも強い者（親族関係における近親者）の間に生じる自然的愛情、愛着心、感情的融和を意味している。

したがって、戸田氏によると、家族の特質は、「夫婦、親子ならびにその近親者の愛情にもとづく人格的融合であり、かかる感情的融合を根拠に成立する従属関係と共産関係」であると規定される。³⁾

このように、家族の特質が、親族関係における近親者の間に生ずる愛着や人格的融合を結合原理とするものとしてとらえられるかぎり、家族構成は、必然的に小規模に限定される傾向をもたざるをえない。小家族が人類に普遍的だとする戸田氏の主張は、家族構成を、その家族特質論と直結させることによって理論化されているのである。そして、大正九年の国勢調査を利用した分析も、そのことを実証的に裏づけるものであった。

もつとも、戸田氏のいう小家族というのは、マードックの核家族に限定されるものではなく、家族構成は、つねに親族関係における近親者に限定される傾向をもつというほどの意味だが、戸田氏の小家族論は、これを家族研究史のうえからみると、人類の家族史を、大家族から小家族への発展とみなした進化論的家族論に対する批判者として位置づけることができる。また、日本の家族研究史の観点からみると、戸田氏が、家族結合の内的態度を、「親族関係の近親者間」に生ずるものとして基礎づけたことは、それまでの家族研究が、法制史や親族法の分野を除けば、もっぱら社会経済史の観点からする分析に傾いていたのに対して、家族を親族関係や親族体系の観点から分析する萌芽をしめしていたことは注目されてもよいであらう。

しかし、他面、家族結合の本質を、親族関係における近親者間に生ずる内的態度からとらえ、小家族論を展開した戸田氏の理論にも、大きな限界がみられる。たとえば、『家族構成』において、戸田氏は、当時でも東北地方や岐阜県の一部に残存していた大家族や、中国・台湾の大家族、あるいは多妻制によって生じる大家族の存在に言及しながらも、それらの事例を、例外的、特殊的、変態的、稀れ、僅か等の言葉によって安易に捨象してしまい、これら大家族制度のもつ意味を追求し

ようとはしなかった。それは、戸田氏の実証化の方法が、数量化や統計的処理の傾向をもっていたこととも関連すると思われるが、これら大家族制の理解は、前述のような戸田氏の家族特質論や小家族論の限界を超えたものであることは確かである。

たとえば、日本の近世初期に各地にみられる複合家族の形態は、その構成単位ごとにみれば、近親の親族関係者によって構成され、それが生計の単位をなしているのであるから、そのレベルでは戸田氏の小家族論は妥当する。そして、このことは、日本の近世初期にかぎらず、各国の大家族とよばれた前近代の複合家族の多くが、なんらかの意味で戸田氏のいう小家族を単位として構成されているのを見ると、戸田氏の小家族論は、近代家族のみに限定して妥当性をもつとはいえない。(もつとも、この意味での小家族制の根拠としては、戸田氏のように、近親関係から生じる人間の性情の普遍性を措定するよりも、一夫一婦制を原則とする婚姻制度の確立にもとめられるべきだと思われる)。

しかし、問題は、これらの複合家族は、小家族を構成単位としながらも、なにゆえに複合家族を構成しているのか、また、その構成原理はなんであるのかを説明することである。ことに、近世初期の日本の農民の複合家族は、本百姓の父系親族関係を根幹としながらも、非親族の従属農民の小家族をも含んで構成されている。そして、この複合家族の一団が、一軒前の「家」として、対領主関係のなかでも、対村落関係のなかでも重要な社会単位として存在したのである。それらのことは、近世農民の支配機構や農民内部の身分制度、およびそれらの諸制度とかわった村落構造、あるいは、親族体系や相続制度などの家族をとりまく一連の歴史的社会的諸制度との関連から説明されるべきことであって、戸田氏の家族特質論や小家族論では説明のつかないことである。

もちろん、戸田氏は、家族制度と、それに関連する歴史的社会的諸制度の研究の意義を軽視したのではない。その研究のもつ意義を、『家族構成』の序説でも十分に評価しているが、かれの主要な研究関心は、前述のように、家族特質論から家族構成を分析することにあった。家父長制家族(戸田氏の用語では「家長的家族」)をとり上げたのは、この家族構成論との関

連からであった。

喜多野清一氏も指摘しているように、戸田氏は、家族構成の分析にあたって、家長的家族を、近代的家族に対比させながら、つねに分析の一方の軸に据えている。それは、当時の日本の家族が、おおむね家長的家族の性格をもったものとみなながらも、漸時その性格を失って近代的家族に移行する傾向がみられるからである。つまり、農村家族では、なお家長的家族の特性を保持するものが多いが、大都市においては、家長的家族の性格を急速に失って、近代的家族の性格をもつものが多数をしめるからである。

では、この家長的家族なるものを、戸田氏は、どのような特性をもったものとしてとらえたのであろうか。もちろん、それがヨーロッパの家父長制家族の概念に依拠したものであることは間違いないが、そのなかでどのような特性を重視したかを見ることによって、かれが、日本の家父長制家族の特徴をどうみたかを、ある程度推察することができる。

ヨーロッパにおける家父長制家族の概念は、なによりも父、夫あるいは家父(Paterfamilias)が、家族成員に対してもつ強力な支配権、家父長権によって特徴づけられてきた。そのばあい、家族成員のなかには、もちろん奴隸や召使も含まれるが、クランジュやメーンをはじめ、家父長制家族として一様に注目されたのは、子や妻に対する強力な父権・夫権であった。たとえば、クランジュは『古代都市』で、古代ギリシャやローマの家父長権として次のものをあげている。

①家族宗教の祭祀権。②子の出生を認知あるいは否認する権利―子に生命を与えるのは父だけに属するという觀念とともに、家族成員としての認知権も父にある。否認された子は殺されるから、生殺与奪の権の性格をもつ。③妻を離別する権利―妻には離婚の権利がない。④子女を結婚させ、離籍および養子をとる権利―夫の死後、妻は子の後見人にはなれない。⑤財をとり、権利をもたない。⑥死に際して妻子のための後見人を指定する権利―夫の死後、妻は子の後見人にはなれない。⑦財産の所有権―財産は不可分で、すべて父の所有に属し、妻子は全く自分の財産をもたなかった。妻の持参金も夫の所有となり、息子の労働によって得られた成果も父の所有になった。ローマとアテナイの法律では、父が息子を売却できる規定があるが、それは息子自身も父の財産の一部とみなされていたからである。⑧裁判所に出頭する権利―妻と子は、裁判所におけ

る一切の権利を与えられず、原告・被告・告訴人、被告訴人または証人のいずれになることもできない。⑧家族員に対する裁判権―都市の裁判所は家長のみを裁くもので、妻子の罪は家長によって裁かれた。⁽⁶⁾

同様な家父長権の内容は、メーンの『古代法』にもみられるが、こうした強力な家父長権の成立要因を、クーランジュは、父や夫のすぐれた体力や知力にもとめるのは誤りで、この権利の源泉は家族宗教にもとめるべきであるとしたのに対して、メーンは、父や夫のすぐれた力に服従するのは自然であるという。この点に関しては、ウェーバーも、家父長権の自然発生的な源泉が、父や夫の精神的肉体的な力の優越性にあるとみたのと軌を一にしている。⁽⁸⁾

しかし、ウェーバーは、家の中の共同生活が、内外両面にわたる運命の共同を伴って営まれていることを指摘している。また、クーランジュもメーンとともに、古代社会にあつては、社会の単位となるものが、個人ではなく、家族であり、それゆえに家族は強い団体性と永続性をもっていたことを指摘している。運命共同体としての家族の強い団体性と永続性が、クーランジュの重視した家族宗教の社会的基盤になったことは容易に推定しうるが、この団体性と永続性が、家族内に強い統制力の必要性をうみだす基盤となったことも当然のことであろう。ヴィノグラードフが、家父長権発生の契機として、父の優越力をみとめながら、同時に家族統制力の必要性を家父長権発生の要因としたのも、⁽⁹⁾他の諸説と一連の結びつきがあるといえる。わが国では、清水盛光氏が、集団統制力説をとっている。⁽¹⁰⁾

ところで、家父長制家族が、強い団体性をもっていたということは、家父長権がその統制力として機能すると同時に、家父長権は、都市や村落や領主等に対する対外的関係において、家族集団を代表する当主権や代表権としての性格をあわせもっていたことを見逃してはならないであろう。社会の単位が個人ではなく、家族集団であったということは、対外的・社会的な関係において、個人の資格において一定の権利や義務をもつということではなくて、家族が団体として一定の資格や権利・義務をもつことである。

してみれば、この当主権や代表権としての家父長権は、父子関係や夫婦関係における父権や夫権とは性格を異にするものである。父権や夫権としての家父長権が、家族構成員に対する対内的で私的な性格をもつのに対して、当主権や代表権とし

ての家父長権は、対外的で公的な性格をもっている。たとえば、さきのクランジュのあげた例でいえば、家族員の出生・結婚・離別・養子等の認知や否認等の意思決定権は、家族構成員に対する対内的・私的な権力であるが、それを公的機関に届出るのが、家父長のみに認められた権利・義務であるとすれば、それは対外的・公的な性格をもった側面である。家族が社会的単位であるということは、市民権や公民権をはじめ、対領主関係や対村落関係におけるさまざまな権利・義務が、家族集団の代表者・当主としての家父長のみにみとめられているということでもある。

それは中国家族についてもいいうることである。清水盛光氏によれば、同居共財の大家族をなす中国家族において、家族内における整序と統制は、父に対する従属、年長者に対する従属および家長に対する従属の三つの原理によって構成される。このうち、「家長」なる言葉が一般に使用されるのは、家族の最尊長が外部に対して家族を代表する場合にかぎられ、家族員に対する対内関係において使用されることはない⁽¹⁾。そして、中国では、家長権よりも父としての身分権が重視され、律規定でも、子にとって父の地位が家長の地位よりもつねに重く、父子道徳が全道徳の第一原理とされてきたのである。それは、諸種の社会関係のなかで父系親族関係がもっとも重視されてきたということであろう。したがって、父権と区別された家長権は、対内的には、共財としての家産の管理権と家産分割権を固有の権利としてみとめられているにすぎないが、対外的関係における権限と義務は、家長権に属する。その主要なもの次のごとくである。①家産の典売や質拵などの契約は、家長の署名によって効力を発する。②一家共犯の際は家長だけがその罪に問われる。③家長は官に対して戸口を附籍し、賦役を負担する義務を負い、その義務の遂行を怠りまた不正の行為を犯すときは家長が罪に問われる。④徴税、警察、教化の目的をもって三様に組織された地方制度においても、家長が参加し、責任を負う⁽²⁾。

家族は、社会的に弧立して存在しているのではない。してみれば、家父長制の問題を考察するばあいにも、対内的な支配権力の側面ばかりでなく、対外的・社会的な関係の両側面からとらえなければならぬであろう。その意味で、対外的な関係において家父長が、家族の当主・代表者としてどのような権利・義務をみとめられていたかということを見ることができない。

このように、家父長権が、家族員に対する対内的権利・義務としての父権・夫権の側面と、対外的権利・義務としての当主権・代表権という二つの側面をもっていることは、家父長権の理解を困難にしているひとつの原因になっている。なぜなら、家族構成が核家族をとっているばあい、父権や夫権と、当主権・代表権の両側面は一人の父のもとに併存する。だが、この両側面はつねに併存しているわけではない。伊藤貞夫氏も指摘しているように、古代アテネでは男子均分相続を原則としているが、財産の分割承継は家父の死を俟って行われる。したがって、家父の存命中に既婚男子があるばあいは、家父の下に複合家族が成立する。そのばあい、既婚男子は、その妻子に対して父権や夫権をもつが、当主権はその父にある。家父長権のもつ二つの側面が分裂するのである。こうした事例は、インドや中国をはじめ複合家族の形態をとる場合につねに生ずる。津田左右吉氏は、中国の儒教道徳において、父に対する孝が母に対する孝よりも重いのは、父に対する孝が、同時に家長に対する孝と混淆しているからだと解された。⁽¹⁴⁾これに対して、清水盛光氏は、中国の大家族のばあい、大家族の家長は、前述のように、財の管理権と外部に対する家族の代表権を除けば、対内的には家長は固有の権限をもたず、したがって、中国では父と家長が思惟上の混淆を生じることにはなかつたであろうと批判している。⁽¹⁵⁾

こうした父権や夫権と、当主権との分裂は、隠居制度のもとでも生じ、隠居である父が当主である息子に対して振う父権と、子のもつ当主権のいずれが強いかが問題となるが、これらの問題もふくめて、家父長権の問題は、家族の形態と、それととりまく親族集団をも含めた内外の権力配分との関連から分析するほかないであろう。

家父長制をめぐるいまひとつの困難な問題は、ウェーバーの家父長制概念にふくまれる二つの側面をめぐる生じる。その二つの側面とは、家父長制的支配の権威が、「伝統に対するピエテートと、ヘルの人（ヘルゾーン）に対するピエテートの二つの根本要素」⁽¹⁶⁾を含んでいるということにある。周知のように、ウェーバーは、家父長制支配を、伝統的支配の純粹型としてとらえた。したがって、家父長制支配は、伝統によって聖化されたヘルの権威によって、ピエテートの念から服従される。ヘルの命令もまた伝統によって拘束され、ヘルがこの伝統を無思慮に破るときは、その支配の正当性を危胎に瀕しめる。

しかし、ヘルが権力をもつという事実は伝統によって聖化され、権力も伝統によって限界づけられているにしても、家父長制支配は、ヘルの人格的權威に対するピエテートであり、人格的服属、個人的従属という側面をもっている。それは個人の誠実のきずなによって結ばれている。したがって、伝統によって制限されないかぎり、ヘルは、規則にしばられずに、純粹に個人的な見地から、権力を無制限かつ自由気ままに行使する。そして、ヘルに対する人格的服属が、ヘルによって制定された諸規則の正当性を保障するという側面をもっている。ここでの支配服従の規範は、伝統への信仰という側面と、ヘルへの人格的服属という側面の両面をもっている。このように、家父長制支配は、伝統による拘束性と、ヘルの個人的恣意という二つの側面をもつが、現実には存在する家父長制支配は、この二つの側面を両極として、かなり広範囲の流動性をもって存在していると考えられる。そして、そのことが、日本の家や家族が、はたして家父長制的であるか否かの評価について論争をうむ原因のひとつになってくる。

こうしたヨーロッパや中国の多様な家父長制家族の概念のなかで、戸田氏が、家長的家族の特性としてもっとも重視したのは、「世代を通じての家族団体の永続化すなわち家系の連続に重点を置いている家族」ということである。かれによれば、家族員に対する家長の支配権、祖先崇拜、家系の尊重、家族的伝統の尊重、職業の世襲、家督相続、継嗣の選定、養子の設置、家族的統制に従わぬ者に対する排除作用（勘当、除籍）、婿入または嫁入の方法による通婚等のごとき家父長制家族の属性としてあげられてきた生活形式は、すべて家族団体の永続という要求にもとづくものと解されている。たとえば、ヨーロッパの家父長制家族の概念において、各人が一様に重視した強力な家父長権ということについても、戸田氏は、「家長の支配権のごときも家族員を家長に隷属せしめ、家長の専制を助長する意味において設けられたものでなく、家族の内側において行われるべき伝統的（宗教的、教育的および産業的）行事を遂行すべき任務と、次世代においてこの集団の伝統を継承すべき者を陶冶すべき責任とを持つ家長の行動を容易ならしめるために設けられたものである」と解している。

ここでは、ヨーロッパの家父長制にみられたような家父長の強力な支配権や主体的な意思決定権および人格的服属という側面は影をひそめ、むしろ、家系の尊重や家族の永続化という「家」に対する奉仕者としての家父長の責任や義務の側面が

強調されている。しかし、それはおそらく、戸田氏にあっては、家父長制家族の日本的特徴とは理解されていないであろう。なぜなら、前述の戸田氏の家族特質の定義では、家族内部での従属関係を普遍的なものとして考えているが、家族結合は、愛情にもとづく人格的融合を本質とするものであるから、この従属関係は、信頼と尊敬の自発的感情にもとづくものになると理解されているのである。したがって、家長的家族にあっては、その家族特質は例外ではなく、家長の権限は、むしろ家族の和合や生活の安定をはかり、伝統を子孫を通じて存続せしめるための教導の側面が強調されるのである。

もつとも、古代ギリシャやローマにおける強力な家父長権を描き出したクーランジュも、古代の家庭内道徳は、家族員相互の尊敬と愛情によって結ばれていたことを指摘している。ウエーバーが、家父長制支配の特性を、ヘルの権威に対して「ピエテート」の念によって服従されることにもとめたことは周知のところであるが、クーランジュによれば、それは本来、古代の家庭内道徳である。「ピエタス・エルガ・パレンテス」(pietas erga parentes——父母をうやまふ)というように、子の父に対する服従と母に対する愛は「ピエタス」であり、また逆に、「ピエタス・エルガ・リベロス」(pietas erga liberos——子をいつくしめ)というように、子に対する父母の慈愛も「ピエタス」である。ウエーバーの「ピエテート」は、一般に「恭順」という儒教用語で翻譯され、したがって服従者の内的態度のみに解されるが、それは本来、親から子に対する愛情と、親に対する子の尊敬の両者を含んだ双務的なものである。

しかし、ヨーロッパにおいて、家父長制とよばれるのは、こうした家庭内道徳そのものをさしているのではないであろう。こうした家庭内道徳だけなら、あえてそれを家父長制とよぶにはあたらないであろう。そのためには、やはり家族をめぐる内外の関係において家父長に固有な権力と資格が制度的には附与されていることが不可欠の要素となるであろうし、さらにヨーロッパにおいては、家族団体の管理と運営にあたっての家父長個人の意思の尊重とそれに対する家族構成員の服属という側面が大きな要素となっているであろう。

これに対して、戸田氏が、家父長制家族の特性として、家族の永続や家系の尊重を基本的なものとしてあげ、家父長の責務や権力を、それに附随するものとして位置づけられていることは、前述の家族特質からの規定性とともに、日本的な家父

長制家族の現実がそこに反映されているとみることができると。

これと関連して、戸田氏は、日本でも父系親族関係を重視するが、中国ほどには強くないといっている。戸田氏は、それを親族称呼を例にとつて、たとえば、中国では、父の兄弟姉妹は、伯叔父と姑であり、母の兄弟姉妹は、舅と姨であるように、父系の血族に対する親族称呼が母系の血族のそれとは異なっているのに対して、日本では、父母両系のそれがともにオジとオバというように両系に同じ親族称呼を用いることを指摘している。²¹⁾

しかし、このことを敷衍していえば、家族をめぐる両国の社会構造の差異がそこにあるといえる。前述のように、中国の場合、律規定においても父の地位は、対外的関係において家を代表する家長の地位よりもつねに重いといふことは、その社会構造において、親族原理、ことに父系原理が第一原理として重視され、その原理が、家族のなかに強く貫徹しているといふことである。宗族の構成にしても、家譜にしても、父系親族原理が構成原理として強固に貫徹している。これに対して、対外関係において家を代表する家長の地位が、父よりも軽いといふことは、村落共同体関係の相対的な弱さ、少なくとも第二義性をしめしていると解しうる。そして、村落や支配機構の構成単位をなすのは、あくまでも、こうした父系親族の関係で結ばれた同居共財の「家族」である。

これに対して、日本の場合は、戸田氏も指摘するように、親族体系のなかで父系親族の原理が相対的に強固でないといふだけでなく、「家」や同族団の構成原理として親族原理が相対的に弱い。「家」や同族団のなかに非親族の家族を含み、また、家の継承にしても、絶家を非親族のものが継承するということが行われる。それは、日本の「家」が、家族や親族関係を根幹としながらも、なおそれを越えたもうひとつの側面をもっているからである。それを私は、「株としての家」とよぶ。そして、対領主関係においても、対村落関係においても、「株としての家」が社会的単位となっているのであって、「家族」が単位となっているのではない。対領主関係において、夫役や貢租の負担義務を負うのは、「百姓株」をもつ農民であり、対村落関係においても、村寄合や宮座に参加する権利をもち、村入用や伝馬役の義務を負担するなどの公民権をもつのは同様に「百姓株」をもつ農民である。日本の村落は、「家」を単位にして構成されているといわれるが、それは、村

落構造が、これら「百姓株」として公認された「家」を単位したクロード・システムを構成していることを意味している。したがって、他村からの来住者（ワラジヌギ）や従属農民は、たとえ「家族」を構成していても、村落のなかでの居住権や構成員としての権利・義務がみとめられないから、非親族関係にある他家に従属し、その家成員になることによって、はじめて村落内に居住し、生活しうるのである。日本の「家」や同族団に非親族の家族が含まれるのはこのためである。⁽²²⁾

中根千枝氏は、インド、中国、韓国の父系集団が、村落をクロス・カットするのに対して、日本の同族団は、家を単位にして構成され、村落をクロス・カットすることはほとんどないと指摘しているが、それも、日本の「家」がこのような特性をもっているからである。⁽²³⁾

また、中根氏は、中国のギルドと日本の株仲間においても、中国ではギルドに加入するのが会員一人の紹介で足りるのに対して、日本の場合の株仲間は、一定数の株を単位にして構成されるため、その成員権を獲得するためには、個人の資格よりは、株の所有者であることが必要であり、さらに役員の選出についても、中国では個人の資質や能力が重視されるのに対して、日本では店の格式や家の格が重視され、個人の年令・人格・識見はあまり問われないことを指摘している。⁽²⁴⁾日本の社会は、村落であれ、株仲間であれ、「株」を単位にして構成され、したがって、それらにおける成員権や権利・義務も、「株」としてみとめられ、それにもとづいて生活し行動するのである。個人や家族としてではない。

このように、日本の「家」は、支配構造や村落構造から規制されながら、家族という性格を越えて「株」としての性格をあわせもっているのであるが、それによって成員権や公民権がみとめられるとすると、「家」は、人びとの生活にとって、家族以上に重要な機能をもってくる。戸田氏が、家父長的家族の基本的な特性として、家族の永続化や家系の尊重をあげたのは、こうした日本の「家」のもつ性格と機能を反映したものと見えるが、その家族の永続化や家系は、こうした「家」の継承と系譜であって、それは必ずしも親族関係にある「家族」に限定されるものではない。

最後に、家父長制家族の家族構成について附言すれば、戸田氏は、家長的家族が、家の永続化や伝統の尊重のゆえに、世代家族を構成しながらも、その範囲は、家族の特質に規定されて近親者に限定するという傾向があるといっている。しか

し、各国の家父長制家族をみれば、父の死とともに、その男子は複合家族を解体し、それぞれ均分相続によって各自の家族に分裂することも少なくないから、世代家族の形態は、家父長制家族にとって必然的なものといえないであろう。かれらにとって重要なのは、個々の家族やその家系ではなく、その外部に存在する父系親族集団なのである。

二 喜多野清一の家と家父長制の理論

戸田氏の家族特質論や小家族論を継承しながら、もっぱら日本の家や同族団を家父長制概念のもとに理論化することに関心を注いだのは、喜多野清一氏であった。

喜多野氏が、家の理論に戸田氏の家族特質論を継承したのは、家がなによりも家族であるという認識にもとづいている。家が家族である以上、それは、戸田氏と同様に、人類の家族が普遍的にもつ特質と、他の諸集団に対して家族が固有にもつ特質とを内在させていなければならないからである。したがって、かれは、家族を、「夫婦結合を中核としてその直接親族を結ぶ小結合⁽²⁵⁾」と定義し、家とは、こうした核となる家族の単数または複数を含む家父長制家族としてとらえたのである。⁽²⁶⁾家が、家父長制家族と同義語として用いられていることは注目されねばならないであろう。そして、喜多野氏の家と同族団の理論は、主としてウェーバーとエルンスト・マンハイムの家父長制の定義に依拠しながら理論構築がはかられたのである。⁽²⁷⁾

もっとも、青山道夫氏も指摘しているように、喜多野氏が、日本の家父長制の特性をどのようにとらえたかは、かならずしも明確でないが、ウェーバー等の家父長制概念の解釈のしかたのなかには、おそらく喜多野氏自身は自覚的・意図的ではなかったであろうが、日本の家や同族団の特性にしたがった解釈や理解が行われているのを読み取ることができる。

喜多野氏は、まず、家父長制家族の統一の基礎を、「伝統によって権威を附与され、伝統にもとづいて定められた家の諸

規範を行使する権力をもつ家父長と、それに人格的にピエテートにおいて服属してゆく家族成員との結合・共同⁽²⁸⁾にもとめた。家父長と家成員間の権威＝恭順感情（ピエテート）の関係が、家父長制家族の第一の特性として指摘されている。

この定義に関するかぎり、喜多野氏は、ウェーバーの語句を忠実に模写しているといえる。しかし、喜多野氏は、かかる家父長の権威の源泉を家権威にもとめるだけでなく、各論文で「家権威に対するピエテートの服属」ということを繰り返して述べている。

「家父長制家族の内的結合はこのような遠い過去からの家の、伝統的権威と、それへの人格的なピエテートによる服属とによつて基礎を与えられているのである」⁽²⁹⁾（傍点引用者）。「家族成員をして非打算的に人格的に結合せしめ、共同せしめ、家族の全体に自己同一化せしめうる内的契機があるからである。それは実に伝統的な家に対し、またその伝統的権威に対する没我的な帰順があるからである。すなわちウェーバーの言葉によれば、家の伝統的権威に対するピエテート、Pietät における服属があるからである」⁽³⁰⁾（傍点引用者）。また、分家への家産分与に関しても、それを「本家の家権威事項」⁽³¹⁾とか、「家の権威的扶養」⁽³²⁾といい、同族団を、本家の家権力、家権威による統制団体という見方がなされるのである。

これらの喜多野氏の記述を、かれ自身はウェーバーらの概念の忠実な解釈と考えられたのかもしれないが、しかし、ウェーバーをはじめとするヨーロッパの家父長制概念と比較すると、明らかにひとつの差異が浮かび上ってくる。それは、喜多野氏の場合、家父長に対する、人格的な服属やピエテートという側面は影が薄く、むしろ家権威に対する服属やピエテートということが強調され、前面に押し出されているということである。このことは、家に対する家父長の関係についても、きわめて受動的・奉仕的な面が強調され、家父長権は、集団としての家族の統一と永続を確保するために「委ねられた」ものである。、「家長は委ねられた家権力の正しい行使によつて家族に奉仕するのであり、その故にまた家族員に対して服従・奉仕を要請することが出来ると解すべきである」⁽³³⁾という。もちろん、ヨーロッパでも、前述のように、妻子に対する強力な家父長権は、伝統によつて根拠づけられ、この行使も伝統によつて拘束され、制限される面がある。また、家父長権の成立は、家族集団の統制と永続化をはかるものと理解されている。しかし、伝統や統制・永続化は、家父長権を正当化する根拠であつ

て、家父長制の家父長制たるゆえんは、家父長のもつ強力な支配権にある。また、家父長の人格や個人に対するピエテートや服属にある。けれども、戸田、喜多野両氏の家父長制概念の中心におかれたのは、家父長のもつ強力な支配権や人格的ピエテート、あるいは自己の家族集団の統率の面ではなくて、世代を越えて永続性をもつ「家」であり、それへの服属・奉仕者としての家父長の責任が前面に押し出されているのである。それは、ヨーロッパの家父長制概念の日本への適用を意図的にはかった結果というよりも、その解釈と理解のしかたのなかに、無意図的に日本の家父長制家族の実態が反映したと思われる。喜多野氏の家や家父長制概念の問題点のひとつは、それが通文化的な一般概念であるのか、日本の特性をしめすものが明確でないことにある。

さらに、喜多野氏が重視した家父長制の第二の特性は、それが家父長と家成員間との権威＝恭順感情を特徴とするにもかかわらず、全人格的・没我的・非打算的な家共産主義結合を共通の基盤にしているということである。⁽³⁴⁾ この家共産主義的結合というのは、前節で引用した戸田氏の家族特質論の定義でも用いられているが、それらはともにウェーバーの家共産主義 Houskomunitismus の概念を援用したものである。ウェーバーによると、それは財の消費に際しての計算勘定の欠如した給付共同社会関係または給付利益社会関係であり、その成立は非経済的な伝統的および愛情的な連帯性にもとづくものと理解されている。そして、喜多野氏は、この家共産主義を成立させている愛情的連帯を、基礎的には、戸田氏のいう近親者間の愛情的結合に根ざすものとみながらも、家父長制家族が、近親者のみでなく、傍係親族や譜代下人 Gesinde をも包含して家共産主義が成立するのは、伝統的な家に対し、また伝統的権威に対する家成員の没我的な帰順があるからだといっている。⁽³⁵⁾

しかし、この点についても、青山道夫氏は、家父長制家族をつねに共産関係にあったという喜多野氏のウェーバー理解に疑問を呈し、ウェーバー自身ですらローマ型家父長制家族については、「専有が専ら一人即ち家長に帰し、この家長に対して各自が控除請求を有しないということ、および家長の絶対的、終身的かつ世襲的専制を特徴とする」と述べていることをあげて批判している。⁽³⁶⁾ もっとも、家共産主義について喜多野氏が重視したのは、所有の面ではなく、日用品の共産主義的な

使用し消費共同体の側面であるが、それにしても「譜代下人」にまで括げられることは、それが相対的に独立した家計を営んでいる場合には問題があろう。そして、ここでも喜多野氏が、消費における家共同体の共産関係を重視し、所有における家父長の専有を軽視したことは、日本では、家産が実態としては超世代的な家に附属するものと観念されていることを考慮してのことかもしれないが、同時にそれは、家父長の支配権よりも、家や家族集団への奉仕責務を強調したと表裏の関係をなすといえる。

このことと関連して、喜多野氏が重視した家父長制の第三の特性は、扶養共同体としての家父長制家族ということであった。これもウェーバーの概念に依拠するものであるが、喜多野氏は、庇護・奉仕の関係における庇護をとくに扶養と解することによって家父長制家族における扶養共同体の側面を強調するのである。⁽³⁷⁾このことは、家父長制家族における家共産関係の強調と結びついたものであるが、喜多野氏が、これを強調するいまひとつの理由は、家あるいは同族団における庇護奉仕関係を、親方子方関係におけるそれから区別することを意図したからである。つまり、家父長制家族における庇護を扶養と解することによって家成員が、共同の生活源によって全生涯全生活的に給養されることは、親方子方関係における庇護とは異質なものであることを明確にするためである。

ところで、喜多野氏は、本家分家の同族関係についても、家父長制概念を中核に据えた理論化をおこなっている。喜多野氏によると、同族結合の本質は、家の系譜関係の相互認知にあるが、本分家間における支配・恭順の関係は、系譜の本源として本家をもつ伝統的な家権威に対して分家とその権威を承服して従属することにあるとされるから、ここでも本家の支配・統制と分家の従属は、家の権威の関係という面が前面に押し出されている。

しかし、分家の創設については、比較的本家家父長の主体的意思の面の記述がみられ、分家の創立が、本家家父長の権力の任意的発動として行われ、分家に際しての家産分与が、本家家長が自らの分家に対する恩恵的給付であり、ことにそれが分家に対する扶養給付行為であるといっている。⁽³⁸⁾これはおそらく、名子やワラジヌギ等の従属農民の取立て分家のことを意識してのことであると思われる。

以上のように、喜多野氏の家と同族団の研究は、ウェーバー等に依拠しながら、家父長制概念を中核に据えて理論構築を行うことに主要な関心と努力が傾けられた。

これに対して、有賀喜左衛門氏は、家父長制家族の概念は通文化的概念であり、ことに西欧的な概念であるから、日本の家を家父長制家族として規定しても、基本的には日本の家の特性を明らかにしたことにはならないと批判された。この批判には、日本の社会・文化の民族的特質の解明を学問的課題とする有賀氏の独特の立場がその背後にあることはいうまでもないが、その批判が、単純に、理念型としての家父長制概念の日本への適用を指しているのであれば、少なくとも社会科学方法論の見地からいえばその批判は当たらないであろう。なぜなら、理念型概念は、分析概念とは異なって、経験事実の諸特性を理念的に昇華したものであるから、西欧的特性が含まれざるを得ない。しかし、それは本来経験的事実にアプローチしていくための尺度としての道具的性格をもったものであるから、それを日本に適用することによって、かえって日本の特性を明らかにしうるものである。したがって、問題は、ウェーバー等の理念型的概念を日本に適用したことにあるのではなく、日本の家や同族団の実態についての分析が十分に行われず、そのためにウェーバー等があげた理念型的諸特徴を、そのまま日本の現実の諸特徴としてとらえたところにある。もともと、戸田、喜多野両氏にしても、前述のように、家父長制概念が、家父長個人への服属やピエテートであるよりも、多分に「家」への服属とピエテートとして理解されたことは、「家」的、家父長制という日本の特性をはからずも反映した結果になっているが、おそらく両氏はそれを明確な認識や意図のもとになされたのではないであろう。この点については、むしろ中野卓氏の指摘を評価しなければならぬ。⁽⁴⁰⁾ただ、前節でもふれたように、家父長制における伝統に対するピエテートとヘルの人(ベルゾーン)に対するピエテート、および伝統の拘束性とヘルの恣意性の二要素は、現実ではかなり流動性をもつものと考えられるから、それを日本的な家父長制の特性としてとらえることはさしつかえないと思われる。

しかし、こうしてみれば、従来の社会学における日本の家と家父長制の研究は、決して捻り多いものとはいえない。それはひとつには、社会学における家や同族団の研究が、ほとんど昭和期の実態研究に限定され、ことに近世の社会的研究が

極度に希薄であったことに基因している。喜多野氏の研究をみても、日本の家を家父長制家族といながら、それが対領主関係や対村落関係において、家父長としてのどのような資格・権利・義務をもっていたのが全く分析されていない。家族内においても、子や妻に対してどのような父権や夫権をもっていたのか、また、これら父権や夫権が家父長権とどのような関連にあったかなど、家父長制についてもっとも基本的な問題について日本の家の実態分析がおこなわれていない。さらに同族団についても、親族分家の創設における「分割相続」の問題や、「従属農民制度」にかかわる諸問題を無視して、すべてを安易に「家父長権」に解消して説明しようとしている。社会学における日本の家や同族団と家父長制の問題は、概念についての正確な解釈と経験的事実についての精緻な分析を、今後の課題として残しているといわねばならない。

(1) 戸田貞三著『家族構成』は、昭和十二年に弘文堂から出版されたが、その後昭和四五年に新泉社から「叢書・名著の復興十二」として再刊された。以下、この著書からの引用頁数は、新泉社版のものである。

(2) 戸田貞三、前掲書、一九、二二頁。

(3) 戸田貞三、前掲書、四八頁。

(4) 戸田貞三は、この著書のほかにも、「宗門帳に於て観られる家族構成」(戸田貞三・鈴木栄太郎監註『家族と村落』第一巻、一九三九年)において宗門人別帳を用いて江戸時代の農民の家族構成の分析を行い、そのほとんどが小家族であることを実証しているが、分析の対象となった宗門人別帳が、従属農民制度の解体した近世中後期のものがほとんどであったことは注目しておかなければならない。

(5) 喜多野清一「解説—日本における家族社会学の定礎者戸田貞三博士」(戸田貞三、前掲書所収) 三九四—五頁。

(6) F. Conulages; La cité antique, 1864. 186dition, 1903. pp. 98—103.

(7) H.J.S. Main; Ancient Law, 1861. Everymans Library, edited by E. Rhys. pp. 81—86.

(8) ウェーバー、世良晃四郎訳『支配の社会学』—(創文社) 一四四頁。

- (6) P. Vinogradoff; *Outlines of Historical Jurisprudence*, vol. I, pp. 234—36.
- (10) 清水盛光『家族』、岩波全書、一九五三年、一二四—三八頁。同『支那家族の構造』、岩波書店、一九四二年、四二九—四四五頁。
- (11) 清水盛光、『支那家族の構造』、四九—一七頁。
- (12) 清水盛光、前掲書、五一—一二二頁。
- (13) 伊藤貞夫『古典期のポリス社会』、岩波書店、一九八一年、二八六—八頁。
- (14) 津田左右吉『儒教の実践道徳』、岩波全書、一〇〇—一〇二頁。
- (15) 清水盛光、前掲書、四四四—四五頁。
- (16) ウェーバー、前掲訳書、一四七頁。
- (17) (18) 戸田貞三、前掲書、二四三—四頁。
- (19) 戸田貞三、前掲書、四一頁。
- (20) F. Coulanges; *ibid.* pp. 108—9.
- (21) 戸田貞三、前掲書、一九七—二〇〇頁。
- (22) これらのことについては、拙稿「日本の家と同族団」(『社会学雑誌』四号、神戸大学社会学研究会、一九八七年三月)に詳しく述べたので参照されたい。
- (23) 中根千枝『社会人類学』、東大出版会、一九八七年、二二二、二六三頁。
- (24) 中根千枝、前掲書、二四〇、二四六頁。
- (25) 喜多野清一「同族組織と封建遺制」、一九五一年(同著『家と家族の基礎理論』、未来社、一九七六年所収。以下、同書所収の論文からの引用頁数は、この著書のものである)、一二頁。
- (26) 喜多野清一、前掲書、一二頁。
- (27) 青山道夫「日本の『家』の本質について」(福島正夫編『家族政策と法』7、東大出版会、一九七六年)、三三頁。
- (28) (29) (30) 喜多野清一「日本の家と家族」、一九六五年、前掲書所収、一三二—一三三頁。

- (31) (32) 喜多野清一「同族における系譜関係の意味」、一九六一年、前掲書所収、三六頁。
- (33) 喜多野清一「日本の家と家族」、一三二頁。
- (34) 喜多野清一と住谷一彦との対談「日本の家と家族」(『思想』、一九六八年五月号)、一四二頁。
- (35) 喜多野清一、「日本の家と家族」、前掲書、二八—三二頁。
- (36) 青山道夫、前掲論文、二八—九頁。
- (37) 喜多野清一「同族組織と封建遺制」、前掲書、二九頁。
- (38) 喜多野清一、「同族組織と封建遺制」、一一頁、一七頁。「同族における系譜関係の意味」、三六頁。
- (39) 有賀喜左衛門「家族理論の家への適用」、一九六八年(『有賀喜左衛門著作集』Ⅹ所収)五五、五八頁。
- (40) 中野卓『商家同族団の研究』、未来社、一九六四年、一一三—一五頁。同著第二版(下)、一九八一年、八一〇—一三頁。